

## 「子育て世帯に優しい施策の検討に向けた調査等業務委託」契約結果

子育て世帯に優しい施策の検討に向けた調査等業務委託について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

## 1 件名

子育て世帯に優しい施策の検討に向けた調査等業務委託

## 2 委託内容

- (1) 子育て世帯に関する基礎調査
- (2) 別に実施する本市転出入調査結果の子育て世帯分の詳細分析
- (3) 人口増加都市等と本市との比較による現状分析および施策の体系化
- (4) 子育て世帯に対するアンケート調査
- (5) 上記の分析・調査を踏まえた、本市に求められる子育て世帯への支援策の提案
- (6) 報告書の作成

## 3 契約の相手方

有限責任監査法人トーマツ

## 4 契約金額

14,999,600 円

## 5 契約日

令和4年7月11日

## 6 評価結果

|   | 提案者           | 評価点数 (812 点満点) |
|---|---------------|----------------|
| 1 | 有限責任監査法人トーマツ  | 655            |
| 2 | 株式会社浜銀総合研究所   | 562            |
| 3 | 株式会社名豊        | 537            |
| 4 | 株式会社日本総合研究所   | 512            |
| 5 | 株式会社ニッセイ基礎研究所 | 449            |

## 7 評価委員会開催経過

|           |  |      |
|-----------|--|------|
| 委員会開催日時   | 令和4年6月15日(水) 16:30~17:00   |      |
| 委員会開催場所   | 市庁舎9階 N03 会議室  |      |
| 評価委員の出席状況 | 評価委員7名中6名出席  | 出席者数 |
|           |  | 6/7  |
| 議事内容      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託候補者の選定(評価基準等)について</li> <li>・プロポーザルに関するヒアリングを踏まえた議論</li> <li>・集計結果の確認、受託候補者の選定</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul> |      |
| 事務局       | 政策局政策課   |      |

## 8 評価基準

別紙のとおり

9 問合せ先

横浜市政策局政策課（担当：岩崎、伊藤（恵））

TEL：045-671-3477

E-mail：[ss-pjkosodate@city.yokohama.jp](mailto:ss-pjkosodate@city.yokohama.jp)

**「子育て世帯に優しい施策の検討に向けた調査等業務委託」に関する  
プロポーザルに係る提案書評価基準**

表1の評価項目及び重みづけのもと、評価を行います。

各評価項目の評価の視点は表2のとおりとします。

採点が同点の場合は、評価事項のうち、提案内容の評価点の合計点数で再評価を行い、受託候補者を特定します。

**表1 基本的評価事項**

| 評価項目<br>(配点)                    | 評価の着目点  |  | 配点           | 倍率 | 配点 | 評価点 |
|---------------------------------|---|--|--------------|----|----|-----|
| 担当者の<br>経験及び<br>業務実施能力<br>(20点) | 現場<br>責任者   | 現場責任者が本業務に生かすことのできる過去の実績を有しているか<br>※本業務に生かすことのできる業務の実績については、「過去5年間(平成29年4月1日から令和4年3月31日まで)に、業務説明資料の「6 業務内容」に関連する業務に携わった実績」とする。 | 5～1<br>(A～E) | ×2 | 10 |     |
|                                 | 担当者   | 担当者が担当する分担業務に生かすことのできる過去の実績を有しているか<br>※本業務に生かすことのできる業務の実績については、「分担業務の過去の同種又は類似業務実績」とする。  | 5～1<br>(A～E) | ×2 | 10 |     |
| 提案内容<br>(90点)                   | 業務理解  | 業務内容を正確に理解し、それに応える実施方針となっているか  | 5～1<br>(A～E) | ×3 | 15 |     |
|                                 | 特定課題  | 柱アの調査・分析のイメージ・手法が、本市が取り組むべき施策の検討に資する、有効なものとなっているか。   | 5～1<br>(A～E) | ×2 | 10 |     |
|                                 |   | 柱イの調査・分析のイメージ・手法が、本市が取り組むべき施策の検討に資する、有効なものとなっているか。   | 5～1<br>(A～E) | ×3 | 15 |     |
|                                 |   | 柱ウの調査・分析のイメージ・手法が、本市が取り組むべき施策の検討に資する、有効なものとなっているか。   | 5～1<br>(A～E) | ×3 | 15 |     |
|                                 |   | 柱エの調査・分析のイメージ・手法が、本市が取り組むべき施策の検討に資する、有効なものとなっているか。   | 5～1<br>(A～E) | ×2 | 10 |     |
|                                 |   | 子育て世帯の転入促進や転出抑制を見据え、本市が取り組むべき施策として想定する内容が、本市の特徴を踏まえた有効な提案となっているか   | 5～1<br>(A～E) | ×3 | 15 |     |
|                                 | 取組意欲が感じられるか   | 5～1<br>(A～E)   | ×2           | 10 |    |     |
| ワーク・ライフ・バランスに関する取組<br>(6点)      | 次の項目について1つ満たすごとに1点加算<br>□次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員101人未満の場合のみ加算)<br>□女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員101人未満の場合のみ加算)<br>□次世代育成支援対策推進法による認定の取得(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)の取得<br>□女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得<br>□若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール)の取得<br>□よこはまグッドバランス賞の認定の取得 |  | 6～0<br>(-)   | ×1 | 6  |     |
| 評価点の合計(116点満点)                  |   |  |              |    |    |     |

- (1) 現場責任者の経験及び業務実施能力は、A、C、Eの3段階評価を行う。
- (2) 担当者の経験及び業務実施能力、及び提案内容は、A、B、C、D、Eの5段階評価を行う。
- (3) 現場責任者・担当者の経験及び業務実施能力、提案内容の評価については、次のように点数化を行い、項目ごとの倍率を乗じ評価点を算出する。

| 評価 | A  | B  | C  | D  | E  |
|----|----|----|----|----|----|
| 評点 | 5点 | 4点 | 3点 | 2点 | 1点 |

- (4) ワーク・ライフ・バランスに関する取組の評価については、表1の「評価の着目点」に記載した項目について1つ満たすごとに1点を加算する。
- (5) 提案内容においてE評価のある者は原則として選定しない。

表2 評価の視点

| 評価項目               | 評価の着目点                                 |  | 評価                            |                        |                 |                   |                 |
|--------------------|--|--|-------------------------------|------------------------|-----------------|-------------------|-----------------|
|                    |  |  | A                             | B                      | C               | D                 | E               |
| 担当者の経験及び業務実施能力     | 現場責任者                                  | 現場責任者が本業務に生かすことのできる過去の実績を有しているか                                  | 複数の実績がある                      |                        | 実績がある           |                   | 実績がない           |
|                    | 担当者                                    | 担当者が担当する分担業務に生かすことのできる過去の実績があるか                                  | 担当者全員が実績を有する                  | 担当者の8割以上が実績を有する        | 担当者の半数以上が実績を有する | 担当者の3割以上が実績を有する   | 担当者のいずれも実績を有さない |
| 提案内容               | 内容理解度                                  | 業務内容を正確に理解し、それに応える実施方針となっているか                                    | 十分な理解に基づいた的確な提案である            | 理解に基づいた的確な提案である        | どちらともいえない       | やや的確性や有効性を欠く提案である | 的確性や有効性を欠く提案である |
|                    | 特定課題                                   | 柱アの調査・分析のイメージ・手法が、本市が取り組むべき施策の検討に資する、有効なものとなっているか                | 非常に的確な視点を持った、有効性の高い、優れた提案である  | 的確な視点を持った、有効性の高い提案である  | どちらともいえない       | やや的確性や有効性を欠く提案である | 的確性や有効性を欠く提案である |
|                    |  | 柱イの調査・分析のイメージ・手法が、本市が取り組むべき施策の検討に資する、有効なものとなっているか                | 非常に的確な視点を持った、有効性の高い、優れた提案である  | 的確な視点を持った、有効性の高い提案である  | どちらともいえない       | やや的確性や有効性を欠く提案である | 的確性や有効性を欠く提案である |
|                    |  | 柱ウの調査・分析のイメージ・手法が、本市が取り組むべき施策の検討に資する、有効なものとなっているか                | 非常に的確な視点を持った、有効性の高い、優れた提案である  | 的確な視点を持った、有効性の高い提案である  | どちらともいえない       | やや的確性や有効性を欠く提案である | 的確性や有効性を欠く提案である |
|                    |  | 柱エの調査・分析のイメージ・手法が、本市が取り組むべき施策の検討に資する、有効なものとなっているか                | 非常に的確な視点を持った、有効性の高い、優れた提案である  | 的確な視点を持った、有効性の高い提案である  | どちらともいえない       | やや的確性や有効性を欠く提案である | 的確性や有効性を欠く提案である |
|                    |  | 子育て世帯の転入促進や転出抑制を見据え、本市が取り組むべき施策として想定する内容が、本市の特徴を踏まえた有効な提案となっているか | 本市の特徴を十分に踏まえた、有効性の高い、優れた提案である | 本市の特徴を踏まえた、有効性の高い提案である | どちらともいえない       | やや的確性や有効性を欠く提案である | 的確性や有効性を欠く提案である |
|                    |  | 取組意欲が感じられるか  | 高い意欲が認められる                    | 意欲が認められる               | どちらともいえない       | 意欲がやや認められない       | 意欲が認められない       |
| ワーク・ライフ・バランスに関する取組 | 表1の「評価の着目点」に記載した項目について1つ満たすごとに1点を加算する。 |  |                               |                        |                 |                   |                 |